

「労災保険制度における特別加入制度の対象範囲の拡大」に
係る提案・意見に関する募集要項

令和2年6月29日
厚生労働省労働基準局労災管理課

厚生労働省は、労災保険制度における特別加入制度の対象として追加すべき業務・職業について、労働政策審議会労災保険部会（以下「労災部会」。）における検討の参考とするため、国民の皆さまからの提案・意見を募集します。

1. 提案・意見募集の背景

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。この制度は、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。具体的には、以下のような方々が対象となっています（別添1）。

- ① 中小事業主およびその事業に従事する労働者以外の方（役員等）
- ② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者およびその方が行う事業に従事する労働者以外の方（家族従事者等）
- ③ 特定作業従事者
- ④ 海外派遣者

このたび、雇用保険法等の一部を改正する法律案に関する国会審議における衆議院および参議院の附帯決議や労働政策審議会労災保険部会建議において、特別加入制度については、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切で現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこととされました（別添2）。

これを受け、現在、厚生労働省は、労災部会において特別加入制度の対象範囲や運用方法等の検討を行っており、今回、上記②または③について、労災保険制度における特別加入制度の対象として追加すべき業務・職業について、国民の皆さまから幅広く提案・意見を募集します。

2. 提案・意見をお寄せいただく期間

（第1回）令和2年6月29日（月）～8月14日（金）

※第2回以降は9月以降に予定しています。

3. 留意点

お寄せいただいた提案・意見は、今後、労災部会における検討の参考にさせていただきます。その際、氏名、連絡先等個人情報を除き、公表する場合がございますので、ご了承ください。

また、お寄せいただいた提案・意見について、9月以降に開催する労災部会で取り上げる際、労災部会にお越しいただき、提案・意見のご説明をお願いする場合がございます。その際は、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、提案・意見に個別に回答することは予定していませんので、あらかじめご了承ください。

意見提出に際してお聞きした個人情報の取り扱いには十分注意し、いただいた意見の確認の連絡、整理のみに利用させていただきます。

4. 提案・意見をお寄せいただく方法等

下記のURLからウェブ専用フォームにアクセスをして、必要事項をご記入の上、ご応募ください。

<URL : <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/tokubetukanyu>>

※ 電話、手紙等による提案・意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

※ 提案・意見のほか、氏名、年齢、連絡先、職業について、可能な範囲で記載していただけますようお願いいたします。なお、内容確認等のため、ご連絡させていただく場合があります。